

備考
福島県郡山市並木一丁目12-9 x ツツマスト並木302号 住所記載：宮城県土木部建築宅地課(3年6月2日)
山形県山形市吉原二丁目6-26-302号 x P.71スト吉原 住所記載：宮城県土木部建築宅地課(4年7月9日)
注意事項
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。